

令和3年度さぬき市住宅リフォーム支援事業募集のご案内

市では生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、地域経済の活性化を図るために、市内の事業者を利用して自己の居住の用に供する住宅のリフォーム工事を行う方に対して支援（さぬき市共通商品券で交付）する事業の申請を下記のとおり受け付けします。

1 対象となる住宅

- 住宅の所有者が自己の居住の用に供している市内に存する住宅又はリフォーム工事完了後に自己の居住の用に供する目的で購入した市内に存する住宅
- 建築後3年以上を経過している住宅

2 対象となる方

- さぬき市に住民登録している方又はリフォーム工事完了、実績報告書を提出するまでに、さぬき市に住民登録される方
- 本人及び同一世帯に属する方が、市税及び国民健康保険税を滞納していない方

3 対象となる工事

- 住宅の修繕、補修等を行う工事で、工事費（消費税込み）50万円以上
- 令和4年3月10日（木）までに工事の実績報告を行う事が可能な工事

4 補助額

- 補助対象工事費（消費税込み）の10%で20万円（上限額）
補助金は、さぬき市共通商品券で交付します。

5 募集期間

令和3年5月6日（木）から、先着順により随時に申請を受け付けます。
受付時間は、9：00～11：00 13：00～15：00です。
申請が予算額に達した時点で交付申請の受付を終了します。

6 注意事項

- 商品券の交付は、同一の住宅に係る工事について、一回限りです。過去に申請をされた住宅は対象になりません。
- 交付申請の時点で完了している工事や、交付決定前に着工する工事は対象となりません。

7 申請手続き

交付申請書に必要事項等を記入し、直接都市整備課の窓口で申請してください。郵送による受付はしませんので、必ず持参してください。
※交付申請書は、市のホームページからダウンロードするか、都市整備課の窓口でお受け取りください。

8 問合せ先

さぬき市役所 建設経済部都市整備課 ☎（087）894-1113
<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/living/repair/repair.html>